

# 特別用途食品の許可等に関する委員会 議事録

消費者庁食品表示企画課

# 特別用途食品の許可等に関する委員会

## 議事次第

日時：令和6年1月22日（月）

15時00分～16時57分

場所：消費者庁共用408会議室

### 議事

（１）特別用途食品制度見直し後の現状と課題等について

（２）個別評価型病者用食品の審査について

※ 議事（２）は「特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程」に基づき非公開

## 出席者

五十音順・敬称略

### 《常任委員》

- ◎ 石見 佳子 東京農業大学総合研究所
  
- 佐藤 淳子 順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学
  
- 幣 憲一郎 武庫川女子大学食物栄養科学部食物栄養学科
  
- 竹林 純 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部
  
- 原 純也 武蔵野赤十字病院
  
- 深柄 和彦 東京大学医学部

### ◎委員長

### 《臨時委員》

- 清水 敬樹 東京都立多摩総合医療センター救急救命センター

○今川保健表示室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「特別用途食品の許可等に関する委員会」を始めさせていただきます。

私、消費者庁食品表示企画課保健表示室長の今川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

本委員会の開催に当たりまして、消費者庁の依田審議官より、一言御挨拶申し上げます。依田審議官、よろしくお願ひいたします。

○依田審議官 先生方、改めまして、消費者庁で食品担当審議官を務めております依田と申します。

先生方におかれましては、日頃より消費者行政の推進に御理解と御協力いただき、心より感謝申し上げます。また、御多忙のところ、本委員会へ御参画、御出席いただきまして、重ね重ね感謝申し上げます。

さて、令和4年度に開催しました「特別用途食品の許可等に関する委員会」での御意見を踏まえまして、昨年5月に消費者庁次長通知を改正させていただきました。許可基準型病者用食品に「経口補水液」の許可区分を新設するとともに、より活用しやすい制度となるように制度の運用改善を行ってまいりました。

本日の委員会におきましては、この制度見直し後の特別用途食品の現状を御報告させていただくとともに、特に経口補水液について、今後、表示許可件数が短期間で増加する見込みであることも踏まえつつ、使用者・消費者への適切な情報提供の在り方などについても御審議いただければと思っております。

その後、現在、申請をいただいております個別評価型病者用食品の審査を非公開で行うこととしております。

本日もテレビ会議システムを利用した開催となりますので、会議の進行等において、皆様に御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御容赦いただければと思っております。

委員の先生方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと考えております。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○今川保健表示室長 ありがとうございます。

それでは、本日御出席の委員を御紹介させていただきます。音声確認も兼ねさせていただきます。お返事いただければ結構でございますので、先生方、もし聞こえていましたらよろしくお願ひいたします。

まず、常任委員の東京農業大学総合研究所教授 石見委員でございます。

○石見委員 石見でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○今川保健表示室長 順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学准教授 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 聞こえますでしょうか。

○今川保健表示室長 佐藤委員、こちら聞こえました。少々お待ちください。佐藤委員、ありがとうございました。

続きまして、武庫川女子大学食物栄養科学部食物栄養学科教授 幣委員でございます。

○幣委員 今日、初めての参加なのですが、音声、届いていますでしょうか。

○今川保健表示室長 幣委員、こちら聞こえておりました。ただ、恐らくこちら側の問題だと思しますので、ハウリングしてしまいました。ちょっとお待ちください。

佐藤委員、幣委員、ありがとうございました。

続きまして、医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部食品分析・表示研究室長 竹林委員でございます。

○竹林委員 初めて委員として参加させていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 ありがとうございます。

続きまして、武蔵野赤十字病院 原委員でございます。

○原委員 武蔵野赤十字病院 原でございます。今回、2期目になります。よろしくお願ひします。

○今川保健表示室長 大変失礼いたしました。

続きまして、東京大学医学部附属病院教授 深柄委員でございます。

○深柄委員 深柄でございます。聞こえていますか。

○今川保健表示室長 聞こえております。ありがとうございました。

また、本日、臨時委員として、日本救急医学会より御推薦いただきました、東京都立多摩総合医療センター救命救急センター長 清水委員でございます。

○清水委員 清水でございます。よろしくお願ひします。

○今川保健表示室長 ありがとうございます。

なお、臨時委員の大石委員におかれましては、御都合により、本日御欠席となっております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

まず、消費者庁 依田審議官でございます。

○依田審議官 依田でございます。改めて、よろしくお願ひいたします。

○今川保健表示室長 食品表示企画課保健表示室課長補佐 今井でございます。

○今井課長補佐 今井です。よろしくお願ひします。

○今川保健表示室長 そして、改めまして、私、食品表示企画課保健表示室長の今川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の委員会は2部構成となっておりますが、傍聴者の方におかれましては、議事（1）のみ公開となりますので、御承知おきくださいませ。

続きまして、議事を進めてまいりたいと思います。

今回、委員改選後、初めての議事となりますので、本委員会の委員長を決めたいと思い

ますが、どなたか御推薦等ございますでしょうか。

○深柄委員 東京大学の深柄ですが、よろしいでしょうか。

○今川保健表示室長 深柄委員、よろしくお願いいたします。

○深柄委員 この委員会の委員として、現在残っているメンバーでも一番以前から御貢献なされていて、非常に見識も豊かな石見先生に委員長をお願いするのが適切ではないかと私は考えますので、推薦させていただきます。

○今川保健表示室長 深柄委員、ありがとうございました。

ただいま、石見委員を委員長にとの御発言がございましたけれども、石見委員に座長をお願いするというところでよろしいでしょうか。皆様、いかがでしょうか。大丈夫そうですね。

それでは、石見委員に一言御挨拶をお願いしたいと思います。石見委員、よろしくお願いいたします。

○石見委員長 ただいま、この委員会の委員長に推薦されました東京農業大学総合研究所石見でございます。

これまでこの委員会におきましては、微力ながら特別用途食品の許可等に関する事項につきまして貢献させていただきました。これからは、委員長として身の引き締まる思いでございます。委員の先生方には、どうぞ御専門の立場から忌憚のない御意見をいただきまして進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 ありがとうございます。

そうしましたら、これ以降の進行につきまして、石見委員長にお願いしたく思います。石見委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○石見委員長 それでは、議事次第に沿って、検討事項に入ってまいります。まずは、議事（１）「特別用途食品制度見直し後の状況と課題等について」を進めてまいります。資料１について事務局より説明をお願いいたします。

○今井課長補佐 それでは、資料１について御説明させていただきます。こちらの資料ですけれども、制度見直し後の現状と課題等についてということで、改正後の許可の状況について、それから、経口補水液の現状と課題等について、おまとめしております。

それでは、順に御説明させていただきます。まず、２ページ目ですけれども、こちらは制度の改正概要となります。冒頭挨拶にもございましたとおり、昨年５月に制度の見直しを行っておりまして、経口補水液の許可区分を新設するとともに、制度の運用改善を行いました。

少し情報を補足してまいりますけれども、２の改正概要の（１）経口補水液の新設について、その一番下のポツを御覧いただきますと、経口補水液の許可区分ができたことによりまして、許可を得ずに「経口補水液」と表示した場合は、健康増進法違反になるということで、現在、許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水については、表示許可を取得するなどの必要な対応を令和７年５月末までに行うよう、次長通知にてお

示しております。

次のスライドですけれども、改正概要のうち、制度の運用改善の内容となっております。主なものといたしましては、①のとおり、製品の同等性の考え方を整理した上で、同等性が認められるシリーズ商品の一括申請などを可能としたほか、また、②のとおり、個別評価型病者用食品については、同一性の考え方を整理した上で、許可品と同一性を失わない製品の申請手続を一部簡略化するなどの見直しを行いました。

続いて、スライド4が現在の表示許可件数となります。直近で114品目が許可されておりました、許可区分別に見ると「えん下困難者用食品」が33品目と最も多くなっており、令和5年5月に新設されました「経口補水液」については、既に4品目許可されております。経口補水液については、今後、特に令和7年5月末に向けて短期間で許可件数の増加が見込まれるところです。

また、スライド5、6については、改正後に許可された具体的な製品一覧となっております。商品名に下線があるものが改正内容に関連するものとなっております、経口補水液以外にも、制度の運用改善を受けまして、同等性のある2製品がシリーズ商品として許可されているものもございまして、今後も一括申請等による件数の増加も期待されるところです。

件数の増加については、病者の商品選択の幅が広がることにもつながってまいりますので、非常に前向きに捉えているのですけれども、一方で、経口補水液については固有の課題もあると考えております。スライド8ですけれども、こちらは昨年度の特別用途の委員会において、経口補水液の許可区分の新設について議論した際にいただいた御意見を、事務局においておまとめしたものととなります。

経口補水液の使用法あるいは販売場所等に関して、様々御意見をいただいております、まず、使用方法についてですけれども、町中でも脱水じゃない方が飲んでいるのを見かけるといことで、使用方法の指導が必要ではないかといった御意見。また、腎機能が低下した患者さんも1日に複数本、飲んでいるケースがあったといことで、基礎疾患をお持ちの方に対する使用上の注意を踏み込んで容器包装で表示したほうがいいのかといった御意見もいただきました。

また、販売場所等につきましては、コンビニなどで販売されると、正しく使用されないのではないかといった御意見。

また、あくまでも病者用の食品なので、販売ルートに乗せるということは事業者の社会的使命なのではないかといった御意見もございました。

一方で、過去に流通ルートを少し広げる動きがございましたので、そうした経緯あるいは実態をよく把握した上で対応するほうが良いと考えるといった御意見もいただいたところです。

このほか、事業者の広告も含めまして、事業者への指導をお願いしたいといった御意見もございました。

続きまして、スライド9ですけれども、昨年の制度改正時のパブリックコメントになります。ここでも消費者の誤認を防ぐための対策が必要といった意見のほか、販売場所を限定すべきだといった御意見もありました。特に、薬剤師・管理栄養士等が介在できる販売方法とするなどの規制が必要だという御意見をいただいたほか、経口補水液の製品名について、現在販売されている一般飲料の名称を使用しないでいただきたいという御意見もいただいたところです。

他方、消費者庁といたしましては、これらの行為を禁止する法令上の規定がなく、規制などはできませんけれども、使用者への適切な情報提供を行っていくということで、御意見に対する考え方をお示ししております。

こうした御意見を踏まえつつスライド10以降に現在、講じている使用者への情報提供に関する取組をお示ししております。

1つ目といたしまして、次長通知において、「医師、管理栄養士等の相談、指導を得て使用することが適当である旨」を「必要表示事項」として、必ず表示いただくよう求めています。

また、同じく次長通知において、事業者に対して、使用者への適切な情報提供を行うことなどを要求しております。

また、3点目ですけれども、経口補水液の販売に当たって、清涼飲料水と「区別して陳列する」こと。また、「販売店等では医師、管理栄養士等の相談・指導を得られる体制を構築することが望ましい」ことを周知しております。

また、これを受けまして、日本チェーンドラッグストア協会が、消費者に経口補水液と一般の清涼飲料水を誤認させないための陳列・販売方法を整理し、会員企業に周知いただいております。

さらに、こうした取組に加えまして、消費者庁といたしましても、消費者あるいは販売店舗等が経口補水液の適切な使用方法を正しく理解できるように、普及・啓発を実施しております。

現状は、スライド12にお示しするリーフレットを消費者庁ウェブサイトにて掲載しておりますけれども、これに加えまして、現在、動画の作成も進めております。

こうした取組を進めているところですが、先ほど触れさせていただいたとおり、今後、許可件数の増加が見込まれる中で、懸念もございます。スライド13で情報を整理させていただいており、まず、現状と課題ですけれども、前提といたしまして、経口補水液は、病者の方が使用するものであるという製品特性に鑑みて、販売時や使用者から相談を受けたときに、医師・管理栄養士等の医療関係者から購入者に対して、適切な情報提供や相談対応が行われることが重要です。

これまでは、特別用途食品の許可を受けた事業者が経口補水液の用途の趣旨を踏まえて、その主な販売場所を、ドラッグストアなどの医療関係者が従事する店舗等としてきていますけれども、今後、様々な事業者が許可を取得することで、許可件数の増加が見込まれる

とともに、販売場所も広がっていくことが想定されます。

このため、病者ではない方が誤って摂取することなどによる健康上のリスク発生を未然に防ぐために、先ほども御紹介した現状の取組ですとか事業者の実行可能性を踏まえて、さらなる対策を講じる必要があると考えております。

こうした現状と課題を踏まえまして、消費者庁といたしましては、使用者への情報提供を強化する観点から、2つの対応を考えております。1つ目としては、許可の際に、使用者が必要な場合には、医療関係者から情報提供や相談対応が可能となる体制を構築することが望ましい旨を指導する。また、それを次長通知にも明記していくこと。

また、2つ目といたしましては、業界に対して、業界内において経口補水液の販売・流通に対する節度ある仕組みの検討を促していくこととしたいと考えております。

なお、こうした対応を求める販売場所の範囲ですけれども、今後、想定される場所として、スーパーマーケットあるいはコンビニのほか、インターネット販売等も含めることとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移ります。まず初めに、本日御欠席の大石委員から事前に御意見をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いします。

○今井課長補佐 それでは、大石委員からの御意見を御紹介させていただきます。

経口補水液の課題ということで、塩分摂取過多が問題となる心不全・腎機能障害・高血圧といった患者さん、カリウム摂取過多が問題となる腎機能障害の患者さん、糖分摂取が問題となる糖尿病患者さんへの注意喚起・啓発の工夫が重要と考えます。一般国民も塩分過多などが長期的には問題になりますが、特に心不全に対する塩分と腎機能障害に対するカリウムは短期的に大きな問題を引き起こす可能性があるので、注意喚起が必要だと思います。御意見をいただいております。

以上です。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、この大石委員の御質問、御意見に対しまして、消費者庁としてはどのような対応を取っていかれるかという、もし御意見がありましたらお願いいたします。

○今井課長補佐 御指摘、御意見はおっしゃるとおりかと思えます。今後は、現在作成している動画等でも、こういった部分も含めた内容としていくことを検討したいと思っております。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1につきまして委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思えます。挙手または画面で手を挙げて御意見いただければと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

原委員、お願いいたします。

○原委員 様々な御説明があったと思いますが、日本栄養士会にも私、今、常任理事として所属しておりますので、日本の栄養士の立場として御意見を述べさせていただければと思います。

確かに販売ルート of 拡大というところに関しては課題になっているかもしれませんが、このような病者用食品を適切に使うといったところにおいても、管理栄養士・医師といった専門職種がきちんといる場所で販売して、確実にその疑問等にきちんとした対応・回答できる場所、また指導ができるというところにおいて販売するというのが適切だと思いますので、先ほどスーパーやコンビニやインターネットなどでの販売への話があったので、その際には現在のドラッグストア同様に、使用者が必要な場合には医療関係者から情報提供や相談対応が可能となる体制を構築することが望ましい旨、十分に理解して進めていただければと思います。

私からは以上になります。

○石見委員長 ありがとうございます。特別用途食品ですから、医師・管理栄養士・薬剤師等の指導の下で使用するというので、そういう場で販売するのが適切という御意見でございます。

ほかにはいかがでしょうか。

深柄委員、お願いいたします。

○深柄委員 私もただいまの原先生の御意見と同じなのですが、もともと日本人の食事摂取基準等で、塩分、健康人が男性だと7.5g、女性だと6.5gという、健康であるためにはこうでなければいけないと言っている中で、まさにこの経口補水液というのは、塩分をひたすら提供することになるので。一方、これは消費者庁が特別用途食品として認めていて、健康にいいなという話なので、取れば取るほど元気になるのではないかと勘違いされる方が絶対出てくると思うのですね。

しかも、味は、自分も飲んだ経験から言うと、ふだん元気な時はしょっぱいな、濃いなと思って飲まなくて、それに対して、いわゆるスポーツドリンクは飲みやすいので、がぶがぶ飲むというところがあるかと思うのですが、これが健康にいいとなると、ちょっとしょっぱいけれども、健康にいいんだねと言って飲みがちなのが一般の考え方だと思います。発症リスクという点で、不適切な使用は健康を損ねることについて、徹底的に消費者に分かるようにしてあげなければいけないと思います。

それから、消費者庁としては、いろいろ認可や指導はできるのだけれども、規制はできないというお話がありました。こういう規制ができないというのは、結構大変なことだと思います。規制ができない中でも、各企業がすごく節度を持って、ちゃんと適切に動いてくれればいいのですけれども、いっぱい売れるようにしようとなると、例えば自動販売機で売ったり、コンビニにばつと並べたり、いろいろな通販サイトでもこういったものは今でも手に入ります。

ですので、こういったところに対しては、規制はできなくても指導する。そして、こう

いったことに基づいて、ちゃんと指導を受けて、我々はこういうふうに対応しますよというものを、各企業から例えば文書で出してもらって、それを一般に公開して宣言するとか、そういったこともひょっとしたら必要なのではないかなと考えました。

以上です。ありがとうございます。

○石見委員長 ありがとうございます。消費者に対して、特別用途食品だから健康によいということではなくて、適切に使用していただくこと。そしてまた、規制はできないけれども、適切に事業者の販売をお願いするような手立てを考えていただきたいという御意見でございました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。御意見、お願いいたします。

竹林先生、お願いいたします。

○竹林委員 医薬基盤・健康・栄養研究所の竹林です。

先ほどから話題に上がっておりますように、一般の人が日常摂取した場合のデメリットについてお示しするのは重要だと考えておりますが、その際、具体的に示すことが重要なかなと思っています。

ナトリウムについては、例えば栄養素等表示基準値に占める割合を記載するなどして、どの程度の摂取に当たるのかというところを具体的に示すのが有効ではないかと考えております。

また、パブコメの御意見で、現在販売されている一般飲料の名称を使用しないしてほしいという意見がございました。この御意見、私、十分理解できるのですが、私の個人的な意見としましては、同一の名称を使用した上で、一般飲料との違いが分かるように工夫して商品化していただくというのも、方法としてよいのではないかと考えています。例えば、包装の裏面じゃなくて前面に「病者用」と漢字3文字で大きく書いていただく。仮に、店舗で同一名称の一般飲料と経口補水液が並べて販売されていたとしても、消費者の目に「病者用」という文字がいや応なく飛び込んでくるようなデザインにさせていただくというような工夫をすると、よりよいのではないかと考えております。

以上です。

○石見委員長 竹林委員、ありがとうございます。消費者に病者用食品であることを示すという、より具体的な御意見でした。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

幣委員、お願いいたします。

○幣委員 ありがとうございます。

初めて参加しているので、少し論点が違うかもしれませんが、今の竹林先生がおっしゃったこと、病者用という書き方が、全ての購入者が病者ではない可能性もあったりするので、表示方法に関してはよくディスカッションしていただけたらと思います。

例えば、スライド12にあるようなアレルギーの記載であったり、その問題点になる辺り、先ほどからお話が出ている医師・管理栄養士への相談が云々という形が、どこにあると適

切かは分かりませんがしっかりとボトルの前面に、患者さんや一般の消費者の方に通常の飲料ではないという、少し特殊なものだということを消費者庁のほうで承認いただいているというものが何か分かるように、リーフレットやポップなど、そういうものだけに頼らず、本品にしっかりと前面で見えるようにしてあげることが、誤った使用方法にならない1つの方策ではないかなと思います。

自動販売機とかもお話が出てきましたが、こうなってしまうと、購入者側に全ての責任が行くということになりますので、何か明示の仕方はすごく大切だなと私自身、感じました。ご意見となります。

○石見委員長 ありがとうございます。特別用途食品であるということを消費者がより分かるようにということで、商品自体にそれが明示されていることが重要だという御意見でございました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 よろしくお願いいたします。

先生方の今のお話を伺いまして、本当にもっともだなと思うことが多々ございました。私、糖尿病を専門としている医師ですので、糖のほうの立場から少しコメントをさせていただきたいと思います。1つ、糖尿病の患者さん方にお話しするときに、こういった飲料の成分表示が100mL当たりで表示されているということが非常に悩ましいといえますか、患者さん方に対して、とても分かりづらいということが挙げられるかなと思います。

例えば、1日2Lぐらい、お水を飲んでくださいと言われてような方が全て経口補水液で賄うと、かなりの糖質量の摂取となります。もちろん、全く食べられていない方であれば問題ないかもしれないですが、糖尿病の方というのは糖の負荷によって非常に血糖が上がりやすくなってしまいますし、感染症のときなどは余計上がりやすくなってしまいますので、こうしたことには注意が必要だと思います。

もう一つは、現在販売されている一般の清涼飲料水と同じ名前の経口補水液が消費者庁から認められるということであれば、それぞれの特徴をしっかりと教育していただいて、こちらだけではなくて、一般の清涼飲料水なども糖の負荷が非常に多いということもお示しいただければと思いました。

以上になります。

○石見委員長 ありがとうございます。糖尿病の御専門の医師の立場で、経口補水液の糖の量につきまして具体的に示していただきまして、糖尿病の患者さんにも分かりやすいように糖の含有量について示していただくようにということ。また、一般の清涼飲料水自体についても糖が多いということで、それについても御検討いただければという御意見でございました。ありがとうございます。

清水先生、いかがでしょうか。御意見ありましたらお願いいたします。

○清水委員 皆さんがおっしゃることはもっともですけれども、ちょっと考えるのは、こ

ういうものは、特に高齢者の方とか小さい子とか、そういうことも含めたときに、いろいろな文章もそうですけれども、見やすいマークがありますね。例えば、スライド12に経口補水液のマークのようなものがございますけれども、右の成分とかも普通に書いてありますけれども、これが何を意味するかというのがぴんとこない方もいらっしゃると思うのです。なので、上手にナトリウムが多いのだとか、そういうものを見やすいマークとかで何か分かるような、そういう形状のものを使うというのは、注意喚起の一つ、気づきやすさにもつながるかなと思います。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、一通り、委員の皆様から御意見いただきました。これにつきまして、先ほど消費者庁のほうから課題と対応の方向性ということで、13ページに記載がございます。使用者への情報提供を強化する観点から、許可の際に、使用者が必要な場合に医療関係者から適切な情報提供や相談対応を可能とする体制を構築することが望ましい旨を指導していくということ。これは今後、次長通知等に明記する可能性もあるということがございます。

また、業界に対して、業界内において経口補水液の販売・流通に対する節度ある仕組みの検討を促すということで、先ほど深柄先生が御意見くださったように、申請時に販売・流通について申請者の方向性を明記していただくということも1つかなと考えられます。

また、消費者に対しては、より分かりやすい表示を具体的に製品自体にしていくということが非常に重要だということと、これまでの腎臓病の患者さんのほかに、糖尿病についても注意喚起が必要だということをより明確にしていくという御意見だったと思います。

委員の皆様、消費者庁のこの対応の方向性ということで、このような方向性でよろしいでしょうか。御意見ありましたらお願いいたします。特に反対意見がございましたらお願いいたします。

竹林委員、お願いします。

○竹林委員 反対意見ではないのですが、特別用途食品として経口補水液に申請なさった製品に関する対応としては、これで問題ないと思います。

一方、現在、許可を得ずに経口補水液と表示している飲料の一部が、特別用途食品に移行せずに、名称を変えてそのまま販売を続けるというケースもあるのではないかと考えておりまして、そちらに対する対応も何か必要ではないかと思いました。

以上です。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁におきまして、このような製品につきましてはどのような対応をするか、お考えがありましたらお願いいたします。

○今井課長補佐 ありがとうございます。

基本的には、今、許可を得ずに経口補水液と表示しているものについては、表示許可の申請をいただくよう促していくのかなと思っております。その上で、令和7年6月以降も残ってしまう経口補水液と同等の製品についての対応といたしましては、今後も検討した

いと思いますけれども、表示許可を取っていただくよう促していく、あるいは製品の中身を変えていただくといったところを促していくのが、まず、取り組むべきことなのかなと感じております。

○石見委員長 ありがとうございます。

そのほか、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、おおむね事務局が提示されました方向性に沿って、今後検討を進めていただくことといたします。

最後に、事務局から御案内をお願いいたします。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

今、委員長からもお話ありましたように、いただいた御意見を踏まえまして、また、業界のほう、あるいは普及啓発に努めてまいります。

そうしましたら、今後のスケジュールでございますけれども、今、申し上げましたように検討を行いまして、団体とも調整を行った上で、必要に応じて次長通知などの改正も検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、第1部はこれで終わりということになります。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、議事（1）は終了とさせていただきます。ありがとうございました。